

通知電気事業者が次に掲げる事由に該当した場合に行う手続きです。

- 1 他の都道府県にも営業所を設置して経済産業大臣又は産業保安監督部長の通知を受けたとき
- 2 他の都道府県に営業所を設置して、その都道府県知事の通知を受けた後、県内の営業所を廃止する場合 **※注**

提出書類

- 1 通知行政庁変更通知書（様式第14の3）
- 2 電気工事開始通知受理通知書の原本（千葉県知事が交付したもの）
- 3 電気工事開始通知受理通知書の写し
（経済産業大臣、産業保安監督部長又は他の都道府県知事の交付したもの）

※書類は、経済産業大臣、産業保安監督部長又は他の都道府県知事の通知を受けたとき、遅滞なく提出してください。

※注 県内の営業所を廃止した後、他の都道府県に営業所を設置し、その都道府県知事の登録を受ける場合は、次の書類を提出してください。

- 1 電気工事廃止通知書（様式第14の5）
- 2 通知電気工事開始通知受理通知書の原本（千葉県知事が交付したもの）

※書類は、営業所（電気工事）の廃止の日から30日以内に提出してください。

提出方法

通知書に必要事項を記入の上、提出書類を持参又は郵送にて1部提出してください。郵送する場合、郵送する前にFAXで申請書類一式を組合本部へ送信し、組合本部の確認を受けてから郵送してください。

なお、FAX送信後、組合本部へFAX送信済であることを連絡してください。

提出先

千葉県電気工事工業組合（本部）

〒260-0005

千葉市中央区道場南1丁目9番15号

電話：043-224-6086

FAX：043-224-6087

受付時間：平日 午前9時～正午、午後1時～午後5時

通知行政庁変更通知書

令和 年 月 日

千葉県知事様

住所

氏名又は名称

法人にあつては

代表者の氏名

電気工事業の業務の適正化に関する法律第17条の2第2項（第3項）の規定により、次のとおり通知します。

1 従前の通知年月日及び登録番号

（平成・令和） 年 月 日 千葉県知事通知第 号

2 新たに通知をした行政庁、通知の年月日及び通知番号

（1）行政庁

・経済産業大臣 ・（ ）産業保安監督部長 ・（ ）知事

（2）通知

令和 年 月 日（ ）通知第 号

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(記載例)

様式第14の3 (第10条の3)

通知行政庁変更通知書

令和 ○年 ○月 ○日

千葉県知事様

○個人の場合、住民票に記載されている住所、氏名等を記入してください。
○法人の場合、履歴事項全部証明書に記載されている、住所、氏名等を記入してください。

住所 千葉県千葉市中央区市場町1-1
氏名又は名称 株式会社千葉電気工事
法人にあつては
代表者の氏名 千葉 太郎

電気工事業の業務の適正化に関する法律第17条の2第2項(第3項)の規定により、次のとおり通知します。

電気工事業開始通知受理通知書に記載されている年月日及び番号を記入してください。
なお、年月日は通知書の「1 通知年月日」に記載されている日付を記入してください。

1 従前の通知年月日及び登録番号

(平成・令和) ○年 ○月 ○日 千葉県知事通知第○○○○○○○○号

2 新たに通知をした行政庁、通知の年月日及び通知番号

(1) 行政庁

新たに通知した行政庁の名称及び該当箇所に○を記入してください。

・経済産業大臣 ・(関東東北) 産業保安監督部長 ・ () 知事

(2) 通知

令和 ○年 ○月 ○日 (関東東北産業保安監督部長) 通知第○○○○○○○○号

新たに通知した行政庁より発行された電気工事業開始通知受理通知書に記載されている通知年月日及び通知番号を記入してください。

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。